



熊本県公報

号外 第 29 号
平成 25 年 7 月 12 日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

条 例

- 熊本県議会議員に対する議員報酬の特例に関する条例…………… (人事課) 1

本号で公布された条例のあらまし

◇熊本県議会議員に対する議員報酬の特例に関する条例
1 平成 25 年 8 月 1 日から平成 26 年 4 月 30 日までの間においては、熊本県議会議員に対する議員報酬の月額を支給に当たっては、議員報酬の月額に 100 分の 10 を乗じて得た額に相当する額を減ずることとした。
2 この条例は、平成 25 年 8 月 1 日から施行することとした。

条 例

熊本県議会議員に対する議員報酬の特例に関する条例をここに公布する。
平成 25 年 7 月 12 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第 47 号

熊本県議会議員に対する議員報酬の特例に関する条例
平成 25 年 8 月 1 日から平成 26 年 4 月 30 日までの間においては、熊本県議会議員に対する議員報酬の月額（熊本県議会議員に対する議員報酬等に関する条例（昭和 28 年熊本県条例第 11 号の 2）第 3 条第 1 項に規定する議員報酬の月額に限る。以下同じ。）の支給に当たっては、議員報酬の月額から、議員報酬の月額に 100 分の 10 を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

附 則

この条例は、平成 25 年 8 月 1 日から施行する。